

## 規 則

埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第五十五号

埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県特別県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、第十六条」を「から第十四条の二の二まで、第十五条」に改め、同条第二項中「準用する条例第十六条第二項」との下に「、同規則第十四条の二中「条例第十六条第二項第四号ロ(3)」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十六条第二項第四号ロ(3)」と、同規則第十四条の二の二中「条例第十六条第三項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十六条第三項」と、同規則第十五条第一項中「条例第十八条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十八条第一項」と、同規則第十八条第二項中「条例第十八条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十八条第二項」と、同規則第十八条第三項中「条例第十八条第三項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十八条第三項」と」を加える。

### 附 則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。